

ハラスメント防止宣言

令和元年5月27日

ハラスメントは許しません！

社会福祉法人しもにた会 理事長 小柴隆生

- 1 職場におけるハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながる恐れがあり、決して許されない行為です。これが職員の能力を十分に発揮することを妨げ、また、法人（施設）にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害しかねない大きな問題です。
当法人はハラスメントのない健全な職場環境の確保を目的に、下記のとおり、ハラスメントの防止を宣言します。
- 2 当法人は下記のハラスメント行為を許しません！！
 - ① パワーハラスメント
 - ② 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント
 - ③ セクシャルハラスメント
 - ④ その他あらゆるハラスメント
- 3 この宣言（方針）の対象は、役員、正職員、契約職員、派遣職員、パート職員等、当法人で働く全ての役職員です。
相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない快適な職場を作りましょう。
- 4 職員がハラスメントを行った場合は、就業規則第35条の「禁止事項」に当たることになり、懲戒処分されることがあります。
- 5 職場におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は、施設長とします。
ひとりで悩まずに相談してください。また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化する恐れがある場合等、ハラスメントに該当するか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
- 6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはありません。

以上のとおり宣言します。